



中小事業者緊急家賃支援金

募集期間

2020年6月1日から2020年8月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小企業・個人事業主を支援するため、要件に該当する中小業者に、4月・5月分家賃相当額の2分の1(1事業所あたりの限度額40万円、複数事業所の場合は最大200万円)を支給します。受付は郵送のみ。

支援内容

支給額

令和2年4月分及び5月分の家賃合計額の2分の1にあたる金額（1,000円未満切捨て）

1事業所あたりの支給限度額40万円（複数事業所の場合は最大200万円）

物件が自宅兼事業所の場合は、事業所部分のみが支援金の対象になります。

対象者の詳細

次の1～7の全ての要件を満たす中小事業者

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる法人又は個人、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人である
※業種などによって従業員数や資本金の定義がことなります。くわしくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
2. 立川市内で事業所等を賃借し、令和2年4月又は5月に支払うべき家賃が発生している
3. 本支援金申請時点において当該事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である
4. 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる
※セーフティネット保証5号の指定業種については、中小企業庁のホームページの対象業種で最新のものをご確認ください。
※本支援金の申請にあたっては、セーフティネット保証5号の認定を受けている必要はありません。
5. 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない
6. 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く）
7. 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少していること、もしくは同年3月～5月の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少していること。
※創業1年未満の事業者や、店舗・業容拡大等により前年同月と単純比較できない場合の取り扱い等については「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。

対象地域



お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症総合コールセンター（受付時間：9時～17時 土・日・祝を含む）

電話番号 042-523-2111（オペレーターに「新型コロナウイルス感染症総合コールセンター」とお伝えください）

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金